

新潟市秋葉区農業委員会 7 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 7 月 31 日（金）午後 3 時 30 分から午後 4 時 15 分

2 開催場所 新潟市新津地区市民会館第 1 会議室

3 出席委員 (16 人)

委員	1 番	鈴木 儀一
委員	2 番	長井 範親
委員	3 番	砂原 剛
農地部会長	4 番	佐藤 英一
委員	5 番	佐々木 和美
委員	6 番	笠原 綱生
農地部会長	7 番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8 番	坂上 静男
委員	9 番	早川 秀則
委員	10 番	窪田 陽一
委員	11 番	上田 一男
会長	12 番	小倉 栄造
委員	13 番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14 番	平野 榮治
農地部会長職務代理者	15 番	松田 洋一
委員	16 番	佐藤 千穂子

4 欠席委員

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

7 番	阿部 信行
8 番	坂上 静男

第 2 議事

議案第 11 号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 12 号	農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について
議案第 13 号	農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について

報告事項 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	枝並 和孝
事務局次長	山田 光行
農地係	真柄 和朗
農政振興係長	白川 文夫

7 会議の概要

事務局長 (枝並局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和2年7月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は、全委員出席となっておりますので、会議は農業委員会会議規則第4条により成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので7番・阿部委員、8番・坂上委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。
議長	議案第11号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 11 号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

利用権設定の新規、新津地区 1 件、小須戸地区 14 件、
筆数 27 筆、面積 14,085 m²であります。

4 ページは、新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は、令和 2 年 8 月 17 日となります。

5 ページには地区別実績表を添付いたしました。
以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。
本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 11 号は原案どおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。
議案第 12 号、農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(真柄主査)

議案第 12 号、農地法第 4 条許可申請に関する処分決定についてご説明します。

議案書 6 ページ番号 1 をご覧ください。

申請人 A 氏、車場地区の案件で、高橋推進委員の担当地区です。

本件は既存宅地の拡張に関する転用許可申請です。

申請地は農振農用地区域外農地、休耕畑 1 筆、148 m²で、10 haを超える

農地に接続する農地であることから第1種農地と判定し、許可基準に定める転用原因においては許可できるものです。

本件は屋敷内農地について、家族用駐車場の整備を目的とした敷地拡張であり、既存宅地の5割を超えないことから許可できるものと判断されま

す。

また、本件の転用行為を妨げる権利を有する者はありません。

なお、本件は農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

令和2年7月27日に開催されました農地部会における、農地法第4条の規定による処分決定1件について報告します。

議案書6ページ1番の案件です。

本件の転用者A氏の代理人B氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、家の建て替えに伴い、屋敷内の再配置を行うにあたり、家族等の駐車場を道路側に近い申請地にしたいとのことであり、計画台数を3台と見込んでいるとのことでした。

部会としては、許可後には申請どおり転用するよう指導し、出席者もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。

本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 12 号は、原案どおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。

議案第 13 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(真柄主査)

議案第 13 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてご説明します。

議案書 7 ページ、番号 1 をご覧ください。

借受人、株式会社 C 代表取締役 D 氏、

貸付人、E 氏ほか 3 名、

車場地区の案件で、高橋推進委員の担当地区です。

本件は高齢者支援施設及びこれに付帯する露天駐車場設置に関する転用許可申請です。

申請地は農振農用地区域外農地、田 7 筆、3,188 m²で、接続する農地が 10 ha 未満であり、市街化区域に隣接する宅地に囲まれた小規模農地であることから第 2 種農地と判定し、代替性の検討を行ったうえで許可できるものです。

代替性に関しては、市高齢者支援課の公募に基づく採択事業であり、計画の妥当性は審査済みであることから、許可相当と判断されます。

なお、本件は当総会で許可相当の議決がされた場合、転用申請面積が 3,000 m² 超であるため、県農業会議に諮問されます。

また、本件は農地部会に付されました。

次に、番号 2 の案件をご説明します。

譲受人 F 氏、譲渡人 G 氏他 1 名、

新津東町地区の案件で、杉山推進委員の担当地区です。

本件は共同住宅建設に関する転用許可申請です。

申請地は農振農用地区域外農地、休耕田 3 筆、1,211 m²で、接続する農地が 10 ha 未満であり、市街化区域に隣接した小規模農地であることから第 2 種農地と判定し、代替性の検討を行ったうえで許可できるものです。

本件土地は磐越道新津 IC に近接し、付近に下越病院があることから共同住宅の需要が高まっている地区であり、近隣都市計画区域内においては計画面積が確保できないことから申請に及んだものです。

また、近隣には公立高校や病院等が複数立地しており、3 種同等の市街

化が見込まれる土地として許可相当と判断されます。

なお、本件は農地部会に付されました。

次に、3番及び4番は同一事業ですが、事業地が売買と賃借権の設定に分かれているため別申請としたものであり、説明は一括で行いますので予めご了承ください。

譲受及び賃借人、社会福祉法人H理事長I氏、

譲渡及び貸付人、J氏及びK氏、

中新田地区の案件で、杉山推進委員の担当地区です。

本件は保育園建設に関する転用許可申請です。

申請地はいずれも農振農用地区域外農地で、売買対象地、田3筆、762㎡、賃借権設定対象地、田3筆、693㎡、計6筆、1,455㎡です。

申請地は住宅地に囲まれた小規模な農地ですが、許可基準に示す3種農地とすべき施設が周囲にないことから2種農地と判定されました。

従って、代替性の検討を要しますが、市保育課の採択事業であり、計画の妥当性は審査済みであることから、許可相当と判断されます。

なお、本件は農地部会に付されました。

次に、議案書8ページ番号5の案件をご説明します。

譲受人L氏、譲渡人M氏、

新保地区の案件で、佐藤推進委員の担当地区です。

本件は露天駐車場設置に関する転用許可申請です。

申請地は農振農用地区域外農地、休耕畑1筆、213㎡で、半径500m以内に許可基準に定める施設が2か所存在し、かつ前面道路に上下水道又はガスのうち2つが敷設されていることから第3種農地と判定されるため、許可可能と判断されます。

なお、本件は農地部会に付されました。

さらに、ただいまご説明した5条案件全てにおいて、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

農地部会における、農地法第5条第1項の規定による許可申請5件について報告します。

議案書 7 ページ 1 番の案件です。

本件の転用者、株式会社 C 社員 N 氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、本件は新潟市が募集した高齢者支援に関する事業に選定された結果申請したものであり、地域の介護に係る受け皿を目的としたものであるとのことでした。

同様の事業に関する業務実績について尋ねたところ、当該事業に関しグループ内の別企業に選定実績はあるが、申請者としては初めてのケースであるものの、類似の別メニュー事業では選定実績があるとのことでした。

また、本事業における建築物が地上 5 階建てにつき、隣接する圃場に日照被害が懸念されるが、この点に関する認識を尋ねたところ、後日知見に基づき検討し、被害発生時は協議、対応を行う旨の説明を受けました。

部会としては許可後には申請どおり転用するよう指導し、出席者もこれを了承しました。

次に、

議案書 7 ページ 2 番の案件です。

本件の転用者 F 氏の代理人 B 氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、本件申請地は磐越道新津インターチェンジ及び下越病院に近く、当該地区における共同住宅の需要が高まったことから申請に及んだとのこと、約半年前から計画されていたとのことでした。

また、申請地は盛土されており、周辺農地に関する各種被害防止策を尋ねたところ、土留めの設置、公共下水への接続及び雨水排水に関する対策を行う旨の説明を受けました。

部会としては許可後には申請どおり転用するよう指導し、出席者もこれを了承しました。

次に、

議案書 7 ページ 3 番及び 4 番の案件です。

本件の転用者、社会福祉法人 H の保育園園長 J 氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、現在の保育園の老朽化に伴い、市担当課と補助事業を前提とした建設計画を進めていたところ、この度事業採択されたため申請に及んだとのことでした。

移転後は現在の保育園をどうするか尋ねたところ、底地は賃借権設定のため、原状回復のうえ返還する契約となっているが、除却費用もかかることであり、今後一年間程度、引き続き借り上げてくれる人を探したいと考えているとのことでした。

部会としては許可後には申請どおり転用するよう指導し、出席者もこれ

を了承しました。

次に、

議案書 8 ページ 5 番の案件です。

本件の転用者 L 氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、自家用車の台数増加に伴い、自宅近隣に駐車場が必要となったとのことでした。

また、現地調査の際、事業地に隣接して防火水槽が認められたため、転用に際し何か影響はないか尋ねたところ、建築物を設置するわけではなく支障とならないとのことでした。

部会としては許可後には申請どおり転用するよう指導し、出席者もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 13 号は、原案どおり決定しました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について

農地法 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

農地法第 5 条転用届出に関する受理について

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(白川係長)

議案書の9ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、
賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。
記載のとおり1件受理いたしました。

(真柄主査)

10ページをご覧ください。

報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。
記載内容のとおり2件回答しました。

11及び12ページをご覧ください。

報告事項、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
です。

記載内容のとおり7件受理しました。

最後に、13ページをご覧ください。

報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理についてです。

記載内容のとおり4件受理しました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いた
だきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和2年7月の定例総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 阿 部 信 行

署名委員 坂 上 静 男